

北上市農林業施策ガイド【概要版】

北上市では、令和8年度予算で措置した各種支援策を中心に、農業経営に役立つ支援策をまとめた「北上市農林業施策ガイド」を作成しました。この概要版と併せて本編もご覧ください。
(北上市ホームページ及び北上市農業支援センターホームページからダウンロードできます。)

各種支援策についてご質問等がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。
(番号は各支援策に併記している番号に対応しています。)

農林部農林企画課 ①農林企画係 0197-72-8235 ②農地林務係 0197-72-8237
農林部農業振興課 ③園芸畜産係 0197-72-8238 ④水田営農係 0197-72-8239

このガイドに記載されている施策の公募に係る情報や、補正予算等で措置された支援策等を、農業者向けにメールで周知しています。登録をご希望する方は、市ホームページをご参照ください。

右記のQRコードから市ホームページの該当ページにアクセスできます。



農地集積と保全対策

農地を貸したい、借りたい

農地中間管理事業 担当④

⇒機構が農地の中間的受け皿となり、リタイアする農業者や農地の相続人等が農地を機構に貸し付け、担い手へ貸し付けます。機構に農地を貸し付けた農家や地域に対し、県の定めた交付基準に基づき機構集積協力金が交付されます。

環境にやさしい農業に取り組みたい

環境保全型農業直接支払交付金 担当②

⇒環境保全に効果の高い営農活動を支援します。有機農業(無肥料・無農薬)の取組や、5割低減(肥料・農薬)の取組と合わせて行う取組(堆肥施用・総合防除等)に対し、交付金を交付します。

優良農地の保全管理を進めたい

多面的機能支払交付金 担当②

⇒農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を行います。農地を維持するための共同活動と、地域資源の質的向上を図るための共同活動等に対し、交付金を交付します。

中山間地域での農業を続けたい

中山間地域等直接支払交付金 担当②

⇒農業生産条件が不利な中山間地域で農用地を管理する農業者等を支援します。協定を締結して生産活動を行った場合、地目、傾斜、活動内容等に応じた単価で、交付金を交付します。

新規就農者の確保・育成

新たに農業を始めたい(1)

新規就農者育成総合対策の1 担当③
(経営発展支援事業)

⇒認定新規就農者が就農後の経営発展のために初期投資的な経費を対象とした機械・施設等を導入する場合で、要件に合致した方に対して補助金が交付されます。補助対象経費のほか本人負担分についても融資を受けていることが必要です。

新たに農業を始めたい(3)

親元就農支援事業 担当④

⇒一定規模以上の経営面積を有する親元等(三親等以内)に就農する60歳以下の方に対して1人当たり補助金年額60万円(2年間)が交付されます。

新たに農業を始めたい(2)

新規就農者育成総合対策の2 担当④
(就農準備資金・経営開始資金)

⇒研修機関等で研修を受ける方(就農準備資金)や、経営開始直後の方(経営開始資金)で、要件に合致した方に対して資金が交付されます。年間最大165万円が、就農準備資金では最長2年間、経営開始資金では最長3年間交付されます。



農畜産物の高品質化・安定生産・収益向上

経営を拡大したい



農業経営拡大推進事業 担当③

⇒経営拡大に取り組むために取得する農業用ハウス1棟分の資材、フォークリフト、フレコンスケール、籾摺り機、乾燥機、色彩選別機に対して補助されます。また、中山間地域で営農する農家は、トラクター、田植機、コンバインも補助対象です。補助率は補助対象経費の1/4以内の額です。(上限50万円)

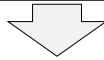
米、麦、大豆等を安定的に生産したい



収入減少影響緩和対策(ナラシ) 担当④

⇒県の標準的収入より当年産収入が少ないとき、収入減となった金額の9割の補てん金が交付されます。対象者は認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者です。

麦、大豆等を安定的に生産したい



畑作物の直接支払交付金(ゲタ) 担当④

⇒麦、大豆、そば、なたね等の生産及び販売する方に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を交付します。数量払いでは、数量や出来具合を確認後支払われます。面積払いでは、10aあたり2万円です(そばは1.3万円)。

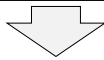
重点振興作物を新規栽培、面積拡大、経営維持したい



北上市重点振興作物強化事業 担当③

⇒重点振興作物(アスパラガス、ニ子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、トマト(ミニトマトを含む)、きゅうり)の栽培のために購入した栽培用資材費、土壌用費、機械・設備導入費、高温対策資材費に対して補助されます。補助率は補助対象経費の1/4以内の額です(機械・設備は上限20万円、高温対策資材費は上限10万円)。

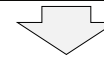
野菜、花卉、果樹を新規栽培、面積拡大したい



北上市園芸産地拡大支援事業 担当③

⇒当年の栽培のために購入した栽培用資材費、土壌用費、機械・設備導入費に対して補助されます。補助率は補助対象経費の1/4以内の額です(上限20万円)。

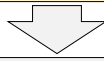
優良な素牛を購入、自家保留したい



優良素牛導入保留事業費補助金 担当③

⇒交付条件を満たした優良な繁殖用雌牛の購入又は自家保留に対して支援するため、対象の肉用牛及び乳用牛1頭につき4万円が補助されます。なお、同一の牛が複数年で重複して補助申請することはできません。

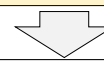
きたかみ牛の出荷を拡大したい



きたかみ牛生産奨励補助金 担当③

⇒交付条件を満たした畜産農家のきたかみ牛出荷を支援するため、出荷1頭ごとに2,500円が交付されます。また、出荷規模が1~29頭で10万円、30~59頭で20万円、60頭以上で30万円の補助金が交付されます。

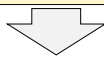
家畜伝染病を予防したい(牛)



家畜防疫事業費補助金 担当③

⇒流産、奇形出産の原因となる牛ウイルス性下痢粘膜症(BVD病)、アカバネ病を予防するため、雌牛に対する予防ワクチンの費用の一部及びJAが手配する保定人(牛を押さえる役)の日当が補助されます。

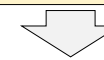
畜産の生産費高騰、相場下落に備えたい(牛・豚)



畜産経営安定対策事業費補助金 担当③

⇒肉用牛肥育経営や養豚経営を営む者があらかじめ国と基金積立を行うことで、牛肉や豚肉の価格下落に備えます。積立額は国が3/4、生産者が1/4を負担しますが、生産者負担額のうち1/8が市から補助されます。(場合によりJA、県等の補助有)

農業用廃プラスチックを処分したい



農業用廃プラスチック処理費補助金 担当③

⇒農家から排出されるプラスチックを夏と秋に回収していますが、その処理費について補助金が交付されます。申請は不要で、各農家は補助額を除いた分を処理料として負担いただきます。なお、農協も同程度の補助を行っています。

りんごの改植を実施したい



りんご改植支援事業費補助金 担当③

⇒対象品種のりんごの改植に要する費用(苗木、支柱、土壌改良費)を支援します。補助率は補助対象経費の1/4以内の額です(上限20万円)。

弱った牧草地を更新したい



自給粗飼料増産対策事業費補助金 担当③

⇒草地更新を行い、自給粗飼料を増産する取組に対し、草地更新に要する資材(種子、肥料、土壌改良剤、農薬等)の購入経費の1/2以内の額を支援します。(上限額は10アールあたり完全更新15,000円、簡易更新3,000円)

生産機械・施設の導入

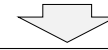
農業用機械等を導入したい(1)



農地利用効率化等支援交付金 担当③

⇒地域計画の目標地図に位置づけられた者で、トラクター、コンバイン、乾燥機等の農業用機械等に事業規模に応じて上限300万円～600万円(事業費の3/10)が補助されます。なお、補助金額以上の融資の借入が可能である必要があります。

農業用機械等を導入したい(2)



地域農業構造転換支援事業 担当③

⇒地域計画に位置づけられた担い手が面積拡大や付加価値額の拡大に必要な農業用機械の導入に対して上限1,500万円～3,000万円(事業費の3/10)が補助されます。なお、地域計画の目標集積率が6割以上の地域が対象です。

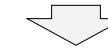
農業用機械等を導入したい(3)



産地生産基盤パワーアップ事業 担当③

⇒農業者や農業者組織に対して、収益性の向上や規模拡大等に要する機械や施設等の導入に必要な支援が受けられます。なお、50万円未満の機械や汎用性の高いトラック等は対象になりません。

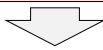
農業用機械等を導入したい(4)



いわて農業生産強化ビジョン・地域計画実現支援事業 担当③

⇒いわて農業生産強化ビジョン及び地域計画の実現のため、3戸以上の農家で構成される法人や農協の部会、集落営農等に対して、事業費の3/10～1/2を補助します。生産管理用機械、ビニールハウス、畜舎等が対象です。

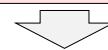
農業用機械等を導入したい(5)



農業制度資金 担当①

⇒農協や銀行等から機械や施設等の導入のために資金を借りる際、市等が利息を一部負担するため、通常の融資より低利で借りることができます。認定農業者、認定新規就農者、主農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体等が対象です。

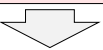
農業用機械等を導入したい(6)



農業用機械共同利用促進事業費補助金 担当③

⇒兼業農家等の農業の継続を支援するため、3戸以上の農業者で農業用機械(トラクター、田植機、コンバイン及び草刈機(リモコン式、自走式又はトラクター作業機)、農業用ドローン及び排水対策機械(トラクター作業機)を共同購入した際に、購入費の1/4を補助します。(上限100万円)

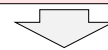
農業用機械等を導入したい(7)



農業用先端技術機器等導入事業費補助金 担当③

⇒兼業農家等の生産効率の向上及び省力化によるコスト低減を図るため、アシストスーツ、ドローン、水稲用水管理システム等の先端技術を応用した機器の導入と機器の操作に必要な資格等の新規取得に要する経費に対して、経費の1/4を補助します。(上限20万円、水管理システムは上限10万円、資格取得費用は上限5万円)

農業用機械等を導入したい(8)



集落営農連携促進等事業 担当④

⇒集落営農組織の活性化に向けて、効率的な生産体系の確立を行うための共同利用機械の導入に対して、購入費の1/2を補助します。(上限1,000万円)
また、人材の確保や新規作物の試験栽培、加工品の試作、販路拡大に向けた費用なども補助の内容に含まれます。

畜産経営を拡大したい



畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (畜産クラスター事業) 担当③

⇒施設整備や機械装置の購入、リースに対して、費用の1/2以内の補助を行います。申請には、北上市畜産クラスター計画への参画が必要です。



6次産業化の取り組み

6次産業化に取り組みたい



新事業創出支援事業 担当①

⇒新製品や新サービスの開発又は提供、新販路の開拓、6次産業化等の新事業として認められた事業に対して、補助対象経費で発生した費用の2/3が補助金(最大100万円)として交付されます。なお、審査会で事業説明していただきます。



素材生産の拡大/作業道・里山林管理

所有する山林の木材を運搬したい



木材流通促進事業 担当②

⇒伐採した木材を原木市場に運搬する経費に対し、木材の材積1立方メートルまたは重量1トンあたり1,000円の補助が受けられます。1回あたりの運搬量が0.5立方メートル以上の作業で、市内に住所を有する森林所有者のうち、市内の山林を伐採し、かつ申請者に市税滞納がない方が対象となります。

作業道や里山林を整備したい



作業道等保安全管理支援事業 担当②

⇒作業道の刈払いや路面整備、里山林の整備を行う活動に要する経費に対し補助が受けられます。
⇒補助金の交付要件は、3名以上で構成されている組織が対象です。補助対象の作業道及び森林は、市内に存する森林整備のために開設された作業道及び居住地近くの山林が対象です。

鳥獣対策

電気柵を設置したい、不要な果樹を伐採したい



電気柵設置、放任果樹伐採等事業費補助金 担当③

⇒農地等に設置する電気柵資材購入費の3分の2を補助します。
⇒カキやクリの木の伐採に必要な経費の一部を補助します。
業者に委託する場合は、2分の1(一本当たり上限15万円)、自ら伐採する場合は、一本当たり2,000円を補助します。

有害鳥獣を捕まえたい、狩猟免許を取得したい



箱わなの貸出し、狩猟免許受験料補助金 担当③

⇒ハクビシン等を捕獲しようとする市民を対象に、捕獲の許可と箱わなの貸し出しを行っています。許可及び貸出期間は30日以内です。
⇒わな猟及び第一種猟銃(装薬銃)免許を受験する際、それぞれ2,600円の補助を行います。